

別表1 第25条1項十九号関係

項番	適用基準		対象者	限度	事例	備考
	事項					
1 (元気回復)	・元気を回復し、相互の緊密度を高め、勤務能率の増進に資する目的をもって産業技術研究センターが主催する元気回復行事・福利厚生事業に参加する場合		参加希望者 職員数の2割以内で業務に支障のない範囲	年15時間30分まで	野球大会、卓球大会等 介護技術実践講座、健康講演会等	1 原則として勤務時間外に実施すべきものであるが、勤務の特殊性、実施場所の確保困難等真にやむを得ない場合のみ、勤務時間内においても実施できるものであること。 2 行事内容は、職員の要望、自主性を考慮し、健全で、一般的によく知られており、かつ、だれでも容易に、しかも平等に参加できるようなものにする事。
2 (兼業)	都産技研と業務上密接な関連がある団体との取決書に基づき、当該団体の事業又は事務に従事する場合		兼業の許可を受けた者	兼業の許可を受けた範囲		人事規定に基づき他団体に出向している職員を除く ワイドキャリアスタッフ12日型職員又は時間型職員（1週間の勤務時間が30時間以上のものを除く。）を除く
3 (兼職)	1号	国又は他の地方公共団体が、附属機関として設置する審議会、協議会等の委員等の業務に従事する場合	兼職の承認等を受けた者	職務に支障のない範囲で 必要の都度	市町村防災会議の委員	該当団体からの報酬なし（交通実費程度は除く） ワイドキャリアスタッフ12日型職員又は時間型職員（1週間の勤務時間が30時間以上のものを除く。）を除く
	2号	第1号に掲げる場合のほか、国、他の地方公共団体その他公益団体が実施する調査、研究、審議等に係る委員等の業務に従事する場合	同上	同上	中央技能検定協会の技能検定委員、日本建築センターの審査会委員	該当団体からの報酬なし（交通実費程度は除く） ワイドキャリアスタッフ12日型職員又は時間型職員（1週間の勤務時間が30時間以上のものを除く。）を除く

項 番		適 用 基 準	対 象 者	限 度	事 例	備 考
		事 項				
	3号	定款、寄付行為その他の規約で規定されている公益団体の役職員の業務に従事する場合（4号に掲げる場合を除く。）	同 上	同 上	慰霊堂協会、結核予防会、日本修学旅行協会等の理事、評議員、参与等	該当団体からの報酬なし（交通実費程度は除く） ワイドキャリアスタッフ12日型職員又は時間型職員（1週間の勤務時間が30時間以上のものを除く。）を除く
	4号	調査、研究、連絡等を目的として、職務に密接に関連する者により構成される団体で、職員が会員として自主的に参加するものの役員としてその運營業務に従事する場合	同 上	同 上	各学会、放射線技師会、全日本建築士会、建設技術協会等の評議員	該当団体からの報酬なし（交通実費程度は除く） ワイドキャリアスタッフ12日型職員又は時間型職員（1週間の勤務時間が30時間以上のものを除く。）を除く
	5号	国、地方公共団体その他の公益団体が主催する研修会及び講演会等の講師の場合	同 上	同 上	東京都等	該当団体からの報酬なし（交通実費程度は除く） ワイドキャリアスタッフ12日型職員又は時間型職員（1週間の勤務時間が30時間以上のものを除く。）を除く
	6号	学校その他の教育機関の講師の場合	同 上	同 上	国公立学校、大学等の非常勤講師	学校その他の教育機関において講師を行う場合 ワイドキャリアスタッフ12日型職員又は時間型職員（1週間の勤務時間が30時間以上のものを除く。）を除く
4（メーデー）		メーデーに参加する場合	参加希望者 （業務に支障のない範囲内とする。）			

項 番	適 用 基 準		対 象 者	限 度	事 例	備 考
	事 項					
5 (骨髄バンク)	骨髄バンク事業 (財骨髄移植推進財団が日本赤十字社の協力を得て実施するものをいう。)に係る骨髄提供 (登録及び提供のために必要な検査等を受ける場合を含む。) 及び献血 (日本赤十字社が実施する血液事業をいう。) を行うために医療機関等に行く場合		骨髄提供及び献血を希望する職員	骨髄提供に係るものは、登録、検査及び採取等の骨髄提供に要する日又は時間献血に係るものは必要最小限度の時間		<p>1 職員が自己の親族等に対して行う骨髄提供は、対象とならないので留意すること。</p> <p>2 骨髄提供に係るものについては、所属長は、骨髄移植推進財団から職員に送付されたハガキ等により事実を確認するものとする。</p> <p>3 在勤庁舎内で行われる献血にあっては、所属長への申し出によって職務専念義務の免除の申請があったものとみなすことができる。</p>
6 (勤務軽減)	指定医療機関又は別途指定する医師の診断に基づいて、職員の健康回復又は職場適応訓練等のため一定期間、勤務の軽減措置が必要と認められる場合		次に掲げる職員で指定医師の診断において、勤務の軽減措置が適当であるとの意見が出されている職員 ア 業務上の負傷又は疾病が治ゆし勤務に就くことになった職員 イ 通勤による負傷又は疾病が治ゆし勤務に就くことになった職員 ウ 心身の故障のための休職処分が終了し勤務に就くことになった職員 エ 一般の負傷又は疾病が治ゆし勤務に就くことになった職員	引き続き3箇月以内の必要な期間において、1日について4時間以内。ただし、特別の事由があり、必要と認める場合は、3箇月以内で延長することができる。		
7 (勤務軽減)	結核性疾患及び有害な業務に起因する疾患に対する措置として勤務の軽減措置が必要と認められる場合		事後措置として、勤務の軽減措置が必要と認められる職員	引き続き3箇月以内の必要な期間において、1日について2時間又は4時間。ただし、必要な期間延長することができる。		
8 (妊産婦の休養)	妊産婦である職員が休養を要する場合		ア 妊娠中の職員で、医師又は助産婦の指導により休養又は補食の必要があるとされた職員	医師又は助産婦の指導に従い、その都度必要と認められる時間		

項 番	適 用 基 準	対 象 者	限 度	事 例	備 考
	事 項				
		イ 妊娠中及び出産後1年を経過していない職員で、医師又は助産婦の指導により勤務時間短縮の必要があるとされた職員	医師又は助産婦の指導に従い、あらかじめ必要と認められる時間		
9 (組合関係)	労働組合が勤務時間内に適法な交渉を行う場合			組合大会、適法な交渉など	職員の勤務条件に係る適法な交渉など、理事長が定めるところによる。
10 (オリンピック・パラリンピック)	ア オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会に参加する場合 イ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会又は競技団体からの招集を受けて、オリンピック・パラリンピックの本大会又は予選大会への参加に密接に関連する強化合宿、大会等に参加する場合	ア オリンピック・パラリンピックの日本代表選手である者 イ オリンピックについては、公益財団法人日本オリンピック委員会の、パラリンピックについては競技団体の強化指定選手である者 ウ 国際大会に出場又は国民体育大会等全国大会で優勝相当の実績を有し、直近のオリンピック・パラリンピックにおいて日本代表となる可能性を有する者として競技団体から証明を受けた者 エ 上記アからウに該当する者(パラリンピックに限る)の指導を行う者又は競技時における行動を補助する者として競技団体から証明を受けた者	職務に支障のない範囲で大会等に参加する場合の必要最小限度の日及び時間		
11 (その他)	その他理事長が必要と認めるもの	理事長が必要と認めた者	必要の都度		